

令和5年11月1日

(一財) 貿易・産業協力振興財団 (ITIC) 「令和6年度貿易・産業協力振興助成事業」の募集について
＜募 集 要 項＞

標記の件について下記要領により募集しますのでお知らせ致します。

記

1. 助成の趣旨

我が国経済の発展に関し、通商・対外経済分野において貢献できるよう、貿易・投資の拡大、国際的相互理解の促進等に資する各種事業に対して助成する。

2. 助成対象事業

令和6年4月1日以降に事業を開始し、令和7年3月31日までに完了する事業であって、貿易・投資の拡大、国際的相互理解の促進に資する次の四項目のいずれかに該当する事業

- (1) 地方創生・地域経済活性化支援事業
- (2) 貿易・投資拡大支援事業
- (3) 海外展開促進・海外市場調査事業
- (4) 対外経済関係発展事業

上記の各分野の事業の具体例は、次の通り：

- ① ミッションの受入れ及び派遣並びにそれに伴うビジネスマッチングの実施、セミナー等の開催
- ② セミナー・シンポジウム、講演会等による企業、関連機関、消費者等に対する情報提供及び普及啓蒙
- ③ 要人等人材の交流、人材の育成
- ④ 企業、関連機関、消費者等に対する展示会の開催・出展及び商談会の開催
- ⑤ 我が国経済を取巻く環境変化を踏まえた、国内外市場の動向や貿易・産業協力等に関する情報収集、調査研究、実証研究
- ⑥ その他助成の趣旨に合致する事業

(注) 高度に専門技術的、学術研究的色彩の強い事業や海外見本市等の単なる視察事業等を除く。

3. 助成対象事業者

- (1) 前記1.「助成の趣旨」に合致する事業を行う公益法人、一般社団・財団法人
- (2) 前記1.「助成の趣旨」に合致する事業を行う営利を目的としない団体であって、当財団が(1)に準ずると認める団体
 - (注1) 特定の地域に限定して事業活動を行っている団体の場合には、要望事業の目的、分野・テーマ、参加者・対象者等により、その事業の広域性、開放度等を踏まえ判断することとする。
 - (注2) 法人・団体いずれの場合においても、助成対象事業に伴う会計処理を適切に行うための資質・能力を有していること。

4. 助成金額の規模

当財団の助成予算の範囲内において、これまで財団が継続して助成している事業については、その実績及び成果、並びに今後の事業展開や行政府の施策の方向性等を踏まえた助成規模とし、新たな事業については、一事業当たり最大300万円以内の助成規模とする。

5. 助成対象経費

前記2.「助成対象事業」に要する経費は、原則として、「令和6年度貿易・産業協力振興事業助成金交付要望書（以下、「交付要望書」）」の別添1「助成事業の事業経費の基準及び事業終了後における当該経費の支出を確認するために必要な証拠書類等」の経費区分及び経費の種類に掲げられている経費とする。

6. 選考基準

- (1) 助成対象事業の内容について
 - ① 事業目標の設定と目標達成手段
 - 選考に当たり、次の内容を事業計画に組み込んでいると評価し得る事業を優先する：
 - ア) 応募事業に係る目標として、
 - i) アウトプット指標（例えば、海外企業との商談実現件数）や、アウトカム指標（例えば、商談による成約件数）を事業の内容に応じて具体的に設定している。
 - ii) 事業参加者について（例えば、商談会であれば、サプライヤーやバイヤー）新規参加者の参加を具体的に目標としている。
 - イ) 目標達成手段として、DXに関わるものなど新しい試みを事業計画に組み込んでいる。
 - ② 事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果を期待し得るものである。

- ③ 事業の計画及び方法が、営利を目的としないものである。
- ④ 予想される事業実施の成果が特定企業等の利益のみに寄与するものでない。
- (2) 助成対象事業の性質について
 - ① 国の政策的ニーズを踏まえた事業及びその事業のフォローアップのための事業
 - ② 地域経済や中小企業の国際化及び海外展開戦略を支援するための事業並びに海外企業による地方への投資促進のための事業
 - ③ 我が国経済を取り巻く事業環境や政策の変化を踏まえた貿易、投資、国際的な相互理解等を活発化するための事業
- (3) 助成対象事業者について
 - ① 事業を計画に従って遂行するに足る能力を有すること。
 - ② 公益的団体であること。
 - ③ 特定企業等の利益を図るような運営（例えば、営利企業が共催者になっている場合等）がなされていないこと。
 - ④ 助成対象事業者の事務局的立場の者が申請者となっていないこと。
 - ⑤ 助成対象事業者として不適当と認められる行為がないこと。

7. 応募手続き等

- (1) 助成金の交付を受けようとする法人・団体（助成対象事業の主催者自身に限る。）は、「交付要望書」に所定の事項を記入し、下記9.の募集の受付期間内に当財団事務局まで提出して下さい。
- (2) 上記要望書受領後、当該要望に係る書類審査を行うほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いしたり、ヒアリングの実施を行うことがありますので、予めご承知おき下さい。
- (3) ご提出いただいた書類等は返却致しませんので、予めご承知おき下さい。
- (4) 助成金のおおまかな手続きの流れは、「交付要望書」別添2「助成金交付手続きの流れ」を参照して下さい。

8. 助成対象事業の選考、結果通知等

当財団にて助成対象事業の選考、助成金額の査定等を行い、関係委員会の議を経て、理事会にて決定します。選考結果については令和6年3月末までに通知致します。

9. 募集の受付期間

令和5年12月15日（金）までに当財団宛てに提出して下さい。

(※) メールの場合 info@itic.or.jp 宛て

10. その他

手続き等に関する質問については事務局までお問い合わせ下さい。

一般財団法人 貿易・産業協力振興財団
〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1-1-23
虎ノ門東宝ビル 5階
事務局 吉村（専務理事）・大竹
TEL 03-3502-4600 FAX 03-3502-2121